



毎月勤労統計調査 令和6年分結果（年平均）

このたび、本県の毎月勤労統計調査の令和6年分（年平均）を取りまとめました。

1 賃 金

- 平均月間現金給与総額は、事業所規模5人以上で309,422円、前年比3.6%増と3年連続で増加となった。規模30人以上では351,209円、前年比6.0%増と3年連続で増加となった。
きまって支給する給与は、事業所規模5人以上で250,838円、前年比2.2%増と3年連続で増加となった。規模30人以上では280,098円、前年比4.8%増と2年ぶりに増加となった。

【表－1、図－1】

- 特別に支払われた給与は、事業所規模5人以上で58,584円、前年比10.1%増と3年連続で増加となった。規模30人以上では71,111円、前年比7.8%増と3年連続で増加となった。

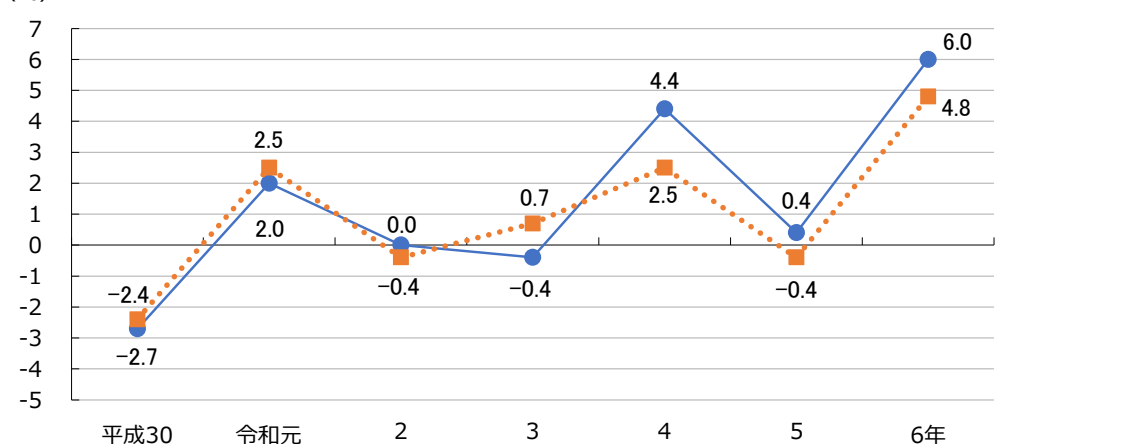
【表－1】

表－1 月間現金給与額（調査産業計）

	現金給与総額		きまって支給する給与		所定内給与		所定外給与		特別に支払われた給与	
	円	前年比 %	円	前年比 %	円	前年比 %	円	前年比 %	円	前年比 %
事業所規模5人以上	309,422	3.6	250,838	2.2	234,098	2.6	16,740	△ 2.8	58,584	10.1
事業所規模30人以上	351,209	6.0	280,098	4.8	258,929	5.0	21,169	3.7	71,111	7.8

図－1 現金給与総額の推移 調査産業計（事業所規模30人以上）

－現金給与総額 及び きまって支給する給与の対前年増減率－



2 労働時間

- 平均月間総実労働時間は、事業所規模 5 人以上で 136.2 時間、前年比 0.4% 増と 2 年ぶりに増加となった。規模 30 人以上では 145.5 時間、前年比 1.5% 増と 2 年ぶりに増加となった。

【表－2、図－2】

- 所定外労働時間は、事業所規模 5 人以上で 9.5 時間、前年比 3.3% 増と 2 年ぶりに増加となった。規模 30 人以上では 11.4 時間、前年比 10.5% 増と 2 年ぶりに増加となった。

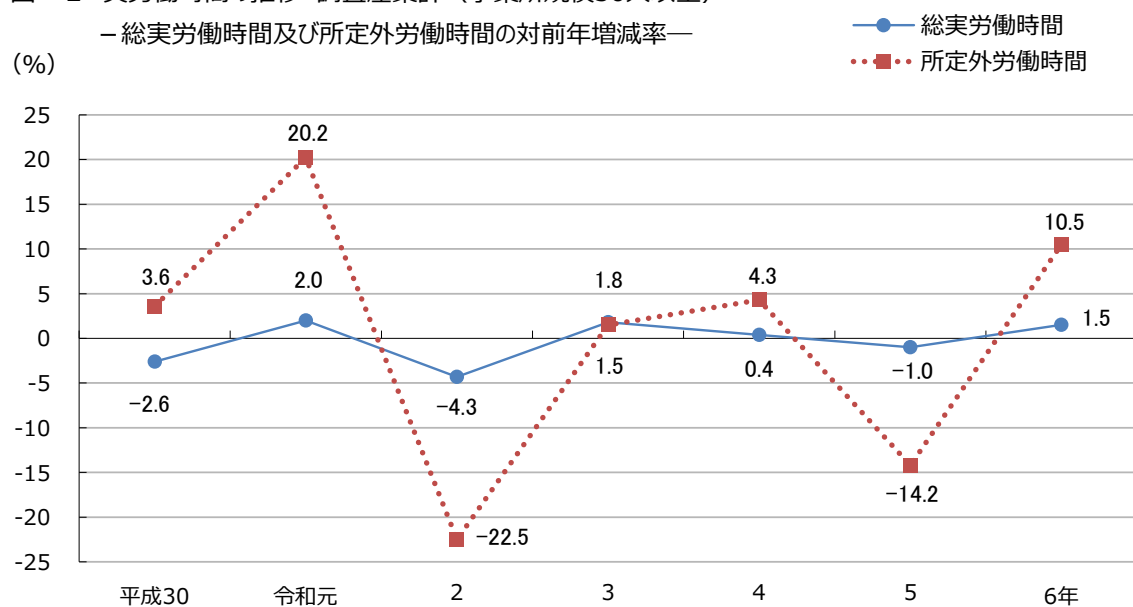
【表－2、図－2】

表－2 月間実労働時間及び出勤日数（調査産業計）

	総実労働時間		所定内労働時間		所定外労働時間		出勤日数	
		前年比		前年比		前年比		前年差
	時間	%	時間	%	時間	%	日	日
事業所規模 5 人以上	136.2	0.4	126.7	0.1	9.5	3.3	17.7	0.0
事業所規模 30 人以上	145.5	1.5	134.1	0.8	11.4	10.5	18.1	0.0

図－2 実労働時間の推移 調査産業計（事業所規模 30 人以上）

— 総実労働時間及び所定外労働時間の対前年増減率 —
(%)



3 雇 用

- 常用労働者数は、事業所規模5人以上で723,623人、前年比1.9%増と2年ぶりに増加となった。規模30人以上では411,479人、前年比1.2%増と2年ぶりに増加となった。

【表－3、図－3】

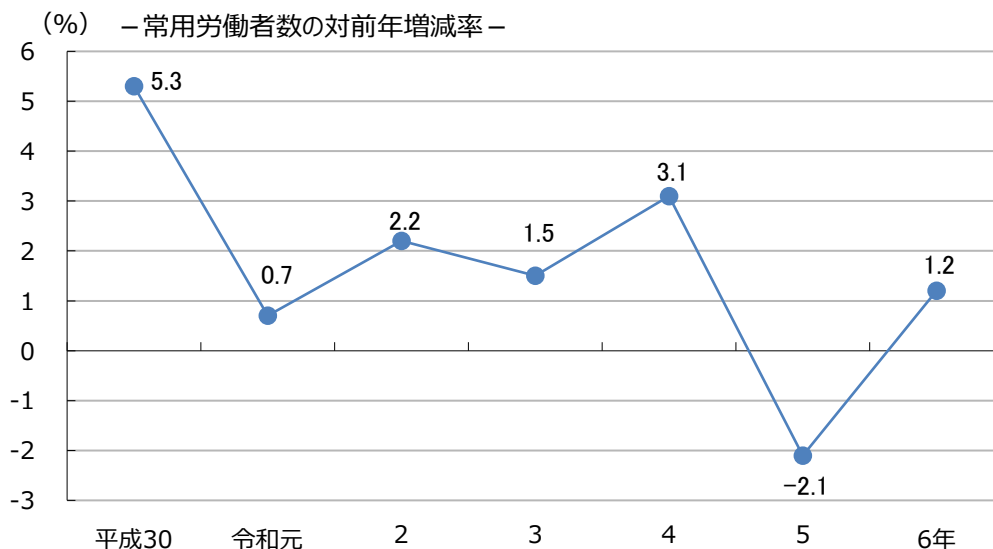
- パートタイム労働者比率は、事業所規模5人以上で前年から1.0ポイント低下して34.1%となった。規模30人以上では、前年から1.6ポイント低下して26.0%となった。

【表－3、図－4】

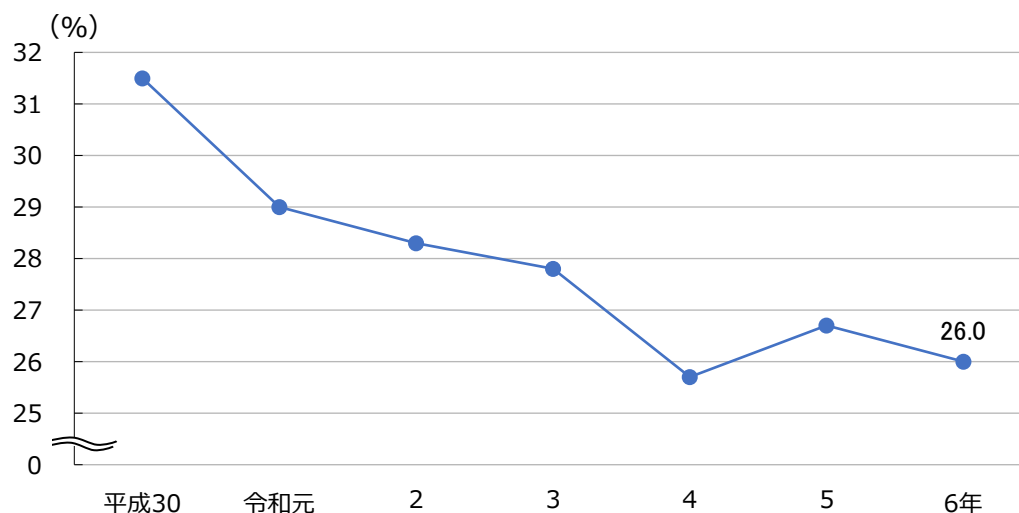
表－3 常用雇用及び労働異動率（調査産業計）

	常用労働者数		パートタイム労働者比率		入職率		離職率	
	人	前年比	%	前年差	%	前年差	%	前年差
事業所規模5人以上	723,623	1.9	34.1	△ 1.0	2.19	0.31	2.00	0.15
事業所規模30人以上	411,479	1.2	26.0	△ 1.6	1.89	0.12	1.82	0.07

図－3 常用雇用の推移 調査産業計（事業所規模30人以上）



図－4 パートタイム労働者比率の推移 調査産業計（事業所規模30人以上）



【利用上の注意】

令和 6 年 1 月分調査において実施したベンチマーク更新に伴い、常用雇用指数は過去に遡って改訂が行われたところである。それに伴い、基準年（令和 2 年）の常用雇用指数が 100 となるように、令和 6 年 4 月分調査より、常用雇用指数を過去に遡って改訂している。

また、令和 6 年 1 月分から令和 6 年 3 月分までの伸び率についても、改訂後の指数で再計算している。

賃金、労働時間及びパートタイム労働者比率の令和 6 年（1 月分以降）の前年同月比等については、令和 5 年 1 月にベンチマーク更新を実施した参考値を作成し、この参考値と令和 6 年の値を比較することにより算出しているため、指数から算出した場合と一致しない。

- 1 令和 4 年 1 月分結果から、賃金・労働時間及び雇用指数は令和 2 年平均を 100 とする令和 2 年基準を使用。これに伴い、令和 3 年 12 月分までの指数を令和 2 年平均が 100 となるように改訂した。
- 2 令和 3 年 12 月分までの増減率は平成 27 年基準の指数を用いて計算をしたものである。そのため、令和 2 年基準の指数で計算した場合と必ずしも一致しない。
- 3 前年比などの増減率は、指数等により算出しており、実数で計算した場合と必ずしも一致しない。ただし岐阜県の所定外給与及び特別に支払われた給与の前年比は実数より算出している。
- 4 調査事業所のうち 30 人以上の抽出方法は、従来の 2～3 年に一度行う総入替え方式から、毎年 1 月分調査時に行う部分入替え方式に平成 30 年から変更した。賃金、労働時間指数とその増減率は、総入替え方式のときに行っていた過去に遡った改訂はしない。
- 5 実数（現金給与総額、総実労働時間数など円単位、時間単位で表したもの）の年平均は、1 月から 12 月までの月次の数値を、各月の常用労働者数で加重平均することによって算出している。指数の年平均は、各月の指数の合計を 12 で除して（単純平均）算出している。
- 6 現在の指数の基準時は、令和 2 年（2020 年）である。
- 7 常用労働者とは、
 - ① 期間を定めずに雇われている者
 - ② 1 か月以上の期間を定めて雇われている者のいずれかに該当する者をいう。
- 8 パートタイム労働者とは、常用労働者のうち、
 - ① 1 日の所定労働時間が一般の労働者より短い者
 - ② 1 日の所定労働時間が一般の労働者と同じで 1 週の所定労働日数が一般の労働者より少ない者のいずれかに該当する者をいう。また、一般労働者とは、常用労働者のうち、パートタイム労働者でない者をいう。

【調査の概要】

厚生労働省が実施する、統計法に基づく基幹統計調査であり、毎月の雇用、給与及び労働時間の変動を明らかにすることを目的とするものである。

調査結果は、労働・経済政策の基礎資料として用いられている。

この調査は、日本標準産業分類に定める「鉱業、採石業、砂利採取業」「建設業」「製造業」「電気・ガス・熱供給・水道業」「情報通信業」「運輸業、郵便業」「卸売業、小売業」「金融業、保険業」「不動産業、物品賃貸業」「学術研究、専門・技術サービス業」「宿泊業、飲食サービス業」「生活関連サービス業、娯楽業」「教育、学習支援業」「医療、福祉」「複合サービス事業」「サービス業（他に分類されないもの）」に属する常用労働者 5 人以上の事業所のうち、厚生労働大臣が指定する約 800 事業所を対象とする。

< 環境生活部統計課ホームページ >

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/13376.html>